

決算審査特別委員会 第3号

平成27年11月27日(金曜日)

○議事日程

- 1 認定第 1号 平成26年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員(10名)

1番	木村 輔宏君	2番	堀 清君
3番	真貝 政昭君	4番	岩間 修身君
5番	寶福 勝哉君	6番	池田 範彦君
7番	山口 明生君	8番	高野 俊和君
9番	工藤 澄男君	10番	逢見 輝続君

○欠席委員(0名)

○出席説明員

町 長	本間 順司君
副町長	田口 博久君
教育長	成田 昭彦君
総務課長	藤田 克禎君
企画課長	小玉 正司君
財政課長	三浦 史洋君
民生課長	和泉 康子君
保健福祉課長	佐藤 昌紀君
産業課長	宮田 誠市君
建設水道課長	本間 好晴君
会計管理者	白岩 豊君
教育次長	佐々木 容子君
産業課長補佐	井本 将義君
総務係長	高野 龍治君
財政係長	細川 正善君

○出席事務局職員

事務局 長	本間 克昭君
議事係長兼総務係長	中村 貴人君

開議 午前10時00分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま委員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

◎開議の宣告

○**委員長（岩間修身君）** ただいま10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

昨日は、一般会計まで質疑を終わっておりますので、きょうは国民健康保険事業特別会計から始めたいと思います。

◎認定第1号

○**委員長（岩間修身君）** それでは、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。222ページから239ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○**3番（真貝政昭君）** まず、資料要求した中で古平町子ども医療費助成による国保医療給付費の影響額というのをいただいたのですが、これについて説明をお願いします。

○**民生課長（和泉康子君）** 請求資料の6ページの医療費なのですが、請求されましたのがペナルティーの影響額ということでしたが、ちょっとその計算の率が示されていないので、うちで示せませすのは一番上の一般ということで、一番上です。乳幼児の実績で125人のうち、国保に加入している児童が17名いました。その保険者負担額が93万7,132円でしたが、もしこれが子ども医療費の券を発行することによって医療費を使いやすくなるよということでペナルティーがあるのですけれども、その調整率が示されていますのがその下の調整後という表、乳幼児の調整率のところ0.8790という率が示されております。それで、もし乳幼児のカードを使わなければ93万7,132円が82万3,739円だろうという計算になります。それで、下のほう、未就学児ということで、こちらのほうは負担率が2割ですので、給付費としては8割ですので、こちら148名のうち、国保加入者のお子さんが36名おりました。実績としては、保険者負担額が一番上の右側55万9,228円、これで国が調整率示されましたのが下の段の0.8980ということで、この率を掛けますと本来55万9,228円だった給付費が50万2,240円だろうという計算になります。それで、上の全体では310万5,000円なのですが、これは乳幼児、ひとり親、身障、重度のを合わせて波及分が310万なのですが、乳幼児だけでいいますと一般分として11万3,393円、それと未就学分としまして5万7,048円ということで、乳幼児の医療費が17万441円、乳幼児のカードを使うことによって給付がふえただろうという計算になります。それで、下の白抜きしているところなのですが、乳幼児医療の波及分としては先ほどの17万441円でありませけれども、調整交付金に対するペナルティーの減額率が示されていないため、要求されましたペナルティー額の算出は示すことができないというものでございます。

○**3番（真貝政昭君）** それにしても影響額は1万、10万ということではなくて、100万単位の影響額があるというふうに雑駁に押さえておいてもよろしいですか。

○民生課長（和泉康子君） 給付費増に対する影響額ということでは17万円ほどです。それで、よくペナルティーを科せられるという部分、交付金のほうに減額される率というのが示されていますので、この17万に何%を掛けるものなのか、それとも使いやすくして行っているのだから全額減らすよというものなのかはちょっとわかりませんが、国の負担率が今32%ですから、17万円の32%が減額されるものなのか、給付費の波及分17万円全てが減額されてくるのかというのは数字の中では見えてこないです。

○3番（真貝政昭君） 国というのは、こういうわずかな額にまでこういうペナルティーとか厳格にやってくるものなのですか。

○民生課長（和泉康子君） この子ども医療費に対するペナルティーの考え方はこういう考え方ののですが、うちの町としてはたまたま国保の加入の子供が全体より少ないということなのでこの額ですが、各市町村によって国保の子供が多ければ、重度を見ていただければわかるようになりかなりな額になることはあると思います。

○3番（真貝政昭君） この国保の会計で、国から来る決算の中でペナルティーが前に幾つかあったように思うのですが、前は収納率でもペナルティーありましたね。それが広域に入って解消されたのだけれども、残っているペナルティーとしては何かほかにまだありますか。

○民生課長（和泉康子君） 今手持ち資料がないのですが、はっきりうたわれているのはこの子ども医療費のペナルティーと、あと加算としてインセンティブを働かせまして、例えば受診率が高いだとか、そういうところには上乘せして交付されるという計算はありますが、今ちょっと手持ちがないので、詳細な項目は後ほど何かの資料で示したいと思います。

○3番（真貝政昭君） 国保の会計は、広域に加入してちょっとわかりづらくなったのですが、前は国保の加入者の医療費は窓口負担3割と、それから国からの助成と、それから保険税からのお金で間に合わせていたのですけれども、広域になりますと決算で見ますと全く国の入ってくる額が消えてしまって、この古平町の会計では全くわからない状況なのですが、説明することはできますか。

（何事か言う者あり）

○3番（真貝政昭君） 割合を知りたいのです。国が負担する割合がかなり減らされてきているので、今までの決算の過程で質問した過程で、固定された率でおさまっているわけではなくて、次から次と国の負担率が低くなっているというふうに認識していますので、そこら辺を伺いたいのです。患者窓口負担が何割、それから国の負担が何割、それから保険からの負担が何割と。そして、今現在古平町は財政支援をしていますから、その古平町の財政支援額も加わりますよね。そこら辺もあわせて説明していただければ。

○民生課長（和泉康子君） まず、大枠から申しますと、ルール上は保険税半分、公費が半分となっております。公費のほうは、国と示されたものは昔34%だったところが32%になりまして、その残りの2%が特別調整交付金として都道府県のほうに移されたのですが、それはその各町村が特定健診だとか、いろいろな努力をしたところに対して上乘せをするというものです。なので、総体の医療費から窓口負担は、国保の場合は1割、2割、3割の方がそれぞれおりますので、それを残ったものを保険税半分、公費負担半分という割合で、それは変わらないです。それで、その32%とか

というのは全く変わらないのですけれども、今財政支援で繰り入れた部分については間違いなく保険税を本来50%集めるべきものが集まらない、それで単年度収支ではあるのですけれども、今年度に限って足りない分を繰り入れるということで、繰り上げ充用することなく毎年繰り入れています。ただ、それは単年度の足りない分ですので、例えば25年度には26年度で戻ってくる額、また26年度で負担金を払った中で余った分は27年度に戻ってきますので、実質収支としましては3年たたないとはっきり今年度赤字は幾らというのがわからないのですが、先日1枚物のこれお配りしましたよね。お手元にありますか。先ほどの中の広域連合に入ってきた国のお金が何円というのは、今ここでは見えないのですけれども、まず一番左側のAの表、これは古平町の国保会計の歳入歳出、これをゼロで終わるために法定外繰入金ということで③番、6,970万2,000円何がしというのを赤字補填として入れまして、今回の会計はゼロで終わらせています。ただ、この6,900万円がことしの赤字ではなくて、まず広域連合、B表、こちらのほう、古平の分賦金、納めた分と広域連合で古平町に相当する分の収入、国だとか交付金をここで受けたもの、それと広域連合で古平町のために支出した額⑩、これを差し引いてAとB足したものが右側の表になります。それで、また済みません。Aの表に戻っていただきまして、②、雑入というところです。2番目、3,042万4,436円というのが今年度広域連合から受けていますけれども、これは26年度の会計に入ってきていますが、25年度で余ったお金です。それを今回繰り入れています。それと、Bのところ。今広域連合のほうから27年度で26年に対する分賦金が余りましたので、4,850万5,000円ほど戻しますよという連絡が来ています。ですので、合算の表のほうを見ていただいたほかに、下のほうから本来支出すべき額と戻ってくる額を26年度に当てはめると、26年度の単年度での実質赤字は一番下の黒枠で囲っている5,162万2,198円ということになりますので、今回6,900万円赤字補填していただいていますけれども、26年度としては5,100万円ほどの赤字となっています。過去に24年に黒字決算したこともありますが、単年度で見ますと毎年1,000万から5,000万前後の実質赤字ということで、実質収支が黒字になったケースはここ五、六年ないです。

それで、真貝委員さんのご質問の負担割合に対してきちっと入ってきているかというところとしては、広域連合の会計の中に出てくるのですけれども、そちらのほうではきちり押さえられていまして、特別調整交付金とかは単独町村であれば幾ら入ってくるだろうという計算と当然皆さんプールされているので、いろんな率を掛けて割り返しているのです、得している面もありますし、多少損している面もあるかなというところで、一応各町村の分としては示されておりますけれども、それはちょっとうちの会計では外に出てくるものではないかなと思っています。

○3番（真貝政昭君） かつて単独でやっていたときは、窓口負担が幾らあったと、医療費、窓口負担でわかってきますよね。そして、国からの助成、それから当時何といたしましたかね。そういうのを一括して元締めみたいのところから来るお金で、大体10割としてそれが示されていましてよね。この広域に移ってからの国保会計の古平町分のこの会計の中には、これからは患者の窓口負担という額が全く見えない状況になってきましたよね。それで、伺いますけれども、今説明があった中に3年後でなければ実際平成26年度の具体的な実数というか、実額が把握できないというような答弁がありましたよね。そうしたら、3年前の以前の古平町の国保会計における窓口負担、それから国

からの助成、それから保険からの収入といいますか、その額がわかって大体割合が把握できるのではないかというふうに理解しているのですけれども、そういうような理解でよろしいでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 済みません。3年たたないとわからないということではなくて、例えば今26年度ですので、25年と27年もあわせて初めて26年度の実質の負担、実績が出るということで、3年たったから確実な数字が出るという話ではないのです。ただ、3年分のいろいろなものを足し引きして26年度に対する収入と経費、そこに充てるべき経費とそこから払うべき経費の赤字分が出ますというお話なのです。今の負担割合だとかという話としては、まず負担割合はその人の年齢だとか収入でも決められているものなので、それは医療費の総額という表現で、総額ですね。それで、公費と税で賄う分としてはその総額、例えば1,000万で窓口負担が100万だとしたら、その900万を保険税と公費で負担しましょうというルールになっています。たまたまうちは、所得低いとか、いろいろな基盤の問題ありまして、本来税で半分賄うべきところを減額、低所得者が多いので、減額率があるということで財政支援、軽減分というまた公費が入りますから、古平町としては税で半分は賄っていないです。対象財政基盤の弱いところには、そういう支援金が入ってきますし、さらに本来であれば医療費を見越して、今できるとすれば税率を上げるしかできないのです。もし半分、半分払おうと思えば。ただ、今の状況でうちで税率を上げるということはちょっと考えにくい。今でも多額の保険税賦課されていますので、税率をいじらなく対応するというで今まで財政支援をいただいて何とか繰り上げ充用することなく決算を了しているという段階ですので、単純にその総額から窓口負担というのはもう決められているものと。残りの経費に対して基本は税半分、公費半分という考え方に変わりはないです。

○3番（真貝政昭君） 何にしても仕組みが変わって、以前は単純に大きな枠で考えていたのです。わかりやすい図式が出てきたのですけれども、その図式から今のような形になって大変わかりにくくなったと。この決算書を見ても説明書を見てもなかなか国の負担割合がどういうふうになってきているかというのが把握しにくいし、それから町民の負担の割合がどの程度、ふえていることには間違いないです。ふやさなければならないやつを一般会計で補填しているという状況ですから、どのような状況になってきているかというのを、以前の仕掛けと対比できるような形でわかりやすい物差しが欲しいのです。これを見ただけでは、よくわからない。行政的なルールで仕事をされたやつをこういうふうに説明されているのですけれども、足し算、引き算、掛け算、何とかかんとかで、こんがらがって大ざっぱに見ることができないというのが今の国保の会計の弱点でもありますよね。町民にわかりやすい形で、目に見える形で見せるというのが大事だと思うので、そういう分析の仕方というのはできるのではないかと思うのですが、どうですか。

○民生課長（和泉康子君） そもそもルールが大きく変わったわけではなくて、ただ保険者が統一されたということで、古平町の会計としては外に見えてきていないと。それで、細かいルールは今までどおりと多少変わっていますけれども、その過去に見せた資料というのをちょっと私は目にしていないので、どんな形で示したかわかりませんが、各公費負担割合に対して広域連合で案分した数字という決算相当額というのは押さえていますので、今後機会があれば以前示したような国の負担割合に対して実際入ってきている額というものを目に見える形でお示しできればなと思ってお

ります。

○3番（真貝政昭君） 今古平町は広域に入っているわけだから、元締めで各町村のそういう実態把握というのはできるかもしれませんよね。できるはずだと思うのですけれども、今言ったみたいにやらせることはできるのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 広域連合の総予算に対しまして、各町村の人口だとか給付費に対して必要額の案分した額というのは出ていますので、やらせるというか、もう既に出たものはございます。

○2番（堀 清君） ページ数はないのですけれども、欠損額というか、税金として落としたりやつなののですけれども、今回のやつ、金額で730万ほど落としているのですけれども、その件数と、あとは徴収段階での現場対応の細部的なものをちょっと説明してください。

○民生課長（和泉康子君） 今の不納欠損額732万1,800円に対しまして、件数、人数ですね。世帯数としては、44世帯の223期分です。

それと、不納欠損に至った経緯ですけれども、まず今回の分は16年から21年度分に賦課された保険税です。それで、うちのほうとしましては通常保険証は2年間なののですけれども、滞納額だとか滞納期間に応じまして半年、1年または資格証ということで全額自己負担で払ってもらおうと。これは、ちょっと発行していないのですけれども、6カ月、12カ月ということで保険者と被保険者を接する機会をふやしまして、納税相談を受けています。それで、ことしにつきましても保険証の切りかえ2回あったのですが、夜間の相談窓口を設定しまして9月に3日間ほど、対象世帯が28世帯のうち、面接に役場まで来ていただいたのが23世帯、電話で連絡あったのが5世帯ということで、何らかの接触は皆さん受けています。それで、そのときに分納誓約だとか、少しでも入れていただくというお話をしまして、そのときにはここで国保税で滞納ある方はほかの部分もある方もおりますし、たまたま前年度働いていたのだけれども、体調だとか倒産だとかいろんな関係で一気に収入が減りましたと。それで、毎月5万とか6万払うのは厳しいよという相談とかを受けまして、月々の支払っていただく額だとか、あとほかの滞納額も含めるということで収納係にも同席していただきまして納税相談等を受けています。それと、年度末には収納率向上対策委員会としまして、各係チームをつくりまして夜間の臨戸訪問ということで収納対策、5年過ぎたので、漫然と不納欠損するのではなくということで、そういう接触を図る機会をつくってなるべく不納欠損しないように、また5年たっても分納誓約することによって欠損の年度が延びていきますので、特別な事情がない限りはなるべく不納欠損のないような形で対応はしております。

○2番（堀 清君） 今件数等々を言ってもらったのですけれども、例えば前年度と今年度と比べた場合に、同一世帯の欠損をしている世帯というのはあると私は思うのですけれども、その件数というのは何件くらいありますか。

○民生課長（和泉康子君） ちょっと正確ではないのですけれども、済みません。先ほど44世帯と言いましたが、名簿でこの間確認した時点では大体三十五、六件ということで、ほぼ25年に不納欠損した世帯と同じ世帯の方が35件程度ということです。

○2番（堀 清君） まず、前年度を比べただけでも同一世帯がまたなっていると。ということ

は、次年度もそういうような傾向だという形で考えることができると思うのですけれども、そこら辺はどうですかね。

○民生課長（和泉康子君） 昔はペナルティーということで、現年度分に集中して臨戸訪問でもしていたようなのですけれども、広域連合に入ってからペナルティーというところが科せられていないというのもありまして、ここ最近是不納欠損にならないように過年度分も重視しているのです。ただ、今の時点で7桁、100万、200万ある方が今の所得で今後それを全部払い切れるかというところを考えますと、ではここ5年分はあったとしても3年分ぐらいから確実に払ってくださいねとか、その人の生活状況だとか今後の収入の見込み、それにあわせて捨てるを得ないなというところは個々に判断して対応していますので、今年度、27年度の不納欠損としては同一世帯がなるべく少なくなる予定ではおります。

○2番（堀 清君） まず、今現場の状況が今は経済でそんなに変わっていないのだというような形の答弁なのですけれども、徴収側の徴収員を倍増するだとかというようなことを例えばやったとしたら、徴収率というのは上がるというような形では考えることはできないですかね。

○民生課長（和泉康子君） 今回の短期証の窓口、夜間相談とかを受けますと、やっぱり担当者のほうが数多く接触すればするだけ信頼関係もあるし、少しでも払っていただける傾向にはあると思いますが、あとは……

（何事か言う者あり）

○民生課長（和泉康子君） はい、どうでしょうね。そうですね。収納係だけではなくて、現課のほうでもなるべく電話なり訪問をして接触していきたいと思います。

○2番（堀 清君） まず、今現場の徴収をちゃんとすることによって、多少でも徴収率を上げられるというような形の答弁でしたのですけれども、徴収のほうを例えば人員を単純に増員するだとかといった考えはありますか。町長でもいいのですけれども、答弁願います。

○町長（本間順司君） こういういわゆる自治体の財政事情の中で、ある程度人員も削減しながら今やっているところでございまして、ある程度やはり関連する税目の方々が足並みをそろえながら徴収していくと。これ以上、人員をふやしてどうのこうのというところまではまだ考えられないという状況ですので、その辺はご理解願いたいと思います。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成26年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。254ページから263ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 資料でいただいていますので、それについて説明をお願いします。

○民生課長（和泉康子君） 資料請求つづりの4ページなのですが、けさほど差しかえしていただきたく1枚お配りしたものをお手元に出していただきたいのですが、患者負担の状況ということですが、5ページ目になります。5ページ目の一番上の表です。（1）、全体と書いたところですが、

まず患者の負担というのは医療費の総額に対してということですので、一番上の表で黒い枠に入院と書いてあるところですが、こちらのほうが総費用、3つ目です。4億7,300万というところ、また次に黒塗りがあると思うのですが、入院の方が1年間で1,006名で負担した額が4,669万8,489円、通院、入院外、その下が1,860万円、歯科が140万円、調剤、薬、これが1,800万円ということで、トータルしますと患者さんの負担金は9,378万9,500円となっております。

○3番（真貝政昭君） 後期高齢者医療は何年にスタートしていましたか。それと、3年ごとに保険料の見直しがありましたけれども、それについても額の変化だとか説明してください。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○民生課長（和泉康子君） 後期高齢者制度が始まったのは平成20年からということですが、こちらのほうは保険料なのですが、保険料の改定は2年に1回となっています。今までに4回の改定していますけれども、まず減額とかありますが、基本額でいいますと20年から21年の1期目が4万3,141円です。そして、2期目の22年、23年が4万4,192円、平成24、25年が3期目となりまして4万7,709円、4期目、今回26年、27年としまして基準額が5万1,472円となっています。これは、所得に対する基準で非課税だとかということによりまして7割軽減だとか5割軽減ということで、低所得者は年額で大体2万円だとか、最低でも6,600円という形で保険料を賦課しております。

○3番（真貝政昭君） 各保険で後期高齢の支援の制度ができましたよね。あれの額の推移というのは、これにあわせて説明できますか。

○民生課長（和泉康子君） 済みません。各保険者、国保、協会けんぽ、組合健保、共済ということだと思うのですが……

（「国保だけ」と呼ぶ者あり）

○民生課長（和泉康子君） うちの国保に対しては出ていますけれども、ちょっと……済みません。答弁調整をお願いします。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○民生課長（和泉康子君） うちの国保会計としましては、説明資料の135ページをお開きください。ここに（3）、下から3つ目の表です。（3）としまして、支援金等の推移ということで、22年の

5,700万から26年度は5,920万円ほど支出しております。

○3番（真貝政昭君） もう一回、説明資料の何ページと……もう一回お願いします。探せなかった。

○民生課長（和泉康子君） 済みません。では、ゆっくりと。説明資料の135ページで、下から3つ目の表です。（3）、こちらのほうが過去5年間の推移を載せていますけれども、22年、支援金分だけとしては5,700万円から26年度の5,900万円ということで徐々にふえてきていて、ことしはちょっと下がっているという形になっています。

○3番（真貝政昭君） この後期高齢者支援の制度が出てきたときに、当初予想はうなぎ登りに上っていくという予想をしていたのですけれども、これを見る限りはそんなに急激な上り方は感じないのだけれども、それはあれですか、財政力、古平町の国保加入者の経済力といたしますか、それによってこのような状況になっているのか、どこの町村もこの程度で推移していくものなのか。

○民生課長（和泉康子君） 済みません。この事務費と支援金のルール書いているもの、ちょっと資料持ち合わせていないのですけれども、まずよその町村のは把握していません。それと、この表からいくと、被保険者の推移だとか国保の給付率が一時期下がった時点とかもありますので、その辺と財政的なもの、国保の被保険者の減額率が多いですよ。うちは、低所得者が多いので、その辺を加味されて広域連合から示される数字がうなぎ登りではないという結果だと思います。後ほどこの3点の方法、何かの形でお示ししたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 加入者の数とそれぞれの各家庭の経済力が同じだと仮定しますと、上り方は後期高齢の保険料の上り方と歩調を合わせるような形にはなるはずなのですよ。そういうふうに考えてよろしいのですか。

○民生課長（和泉康子君） 先ほどの134ページをちょっと見ていただきたいのですけれども、上から2つ目の①、134ページです。上から2つ目の表の①、給付の推移、こちら医療費の改定もありましたが、22年の4億6,000万から若干下がっています。それで、うちみたいな小さな町は1人がんだとかとなると医療費がどんと上がりますけれども、なぜかこちちょっと下がってきています。

それと、後期高齢者というのは国保だとか健保だとか、いろいろな町民がいろんな保険に加盟していますけれども、75歳になりましたらどの保険に入っても必ず後期高齢に移ります。ですので、まず国保の今は支援金ですので、国保の医療費と国保の人数、それと後期高齢の今現在の古平町の加入者数とかを加味しているので、うなぎ登りではないということで、人数と経済力が同じでも給付の状態によっては示される金額が違ってくるとは思いますが、ちょっと今は済みません。資料がないので、確実な話ではないのですが、いろんな要素があるので、一律ではないと思います。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、簡易水道事業特別会歳入歳出決算の質疑を行います。278ページから293ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 279ページ、収入済額九千九百何万出ておりますけれども、先日課長の説明で1億円を切ったその理由というのは水産加工の倒産で450万ぐらい減になっているということでありましたけれども、それが大きな理由だと思っておりますけれども、不納欠損の未収額とか不納欠損額とか未収額とか、かなりありますけれども、現在給水の停止とか、そういうようなペナルティーは行っているのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 給水停止を現在しているかどうかというご質問でございますが、給水停止までの処分までには至っておらないというのが現状でございます。ただ、給水停止をしますよという、そういった前段階の催告等を順序を追いながらやっていくというところでございます。

○8番（高野俊和君） 給水停止を実施した年あったと思うのですけれども、それ何年前にしたかわかりますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 過去やった年という質問、やったことがあるかということですが、どこまでさかのぼれば……ちょっと私が担当した期間ではございません。それ以前にはあったという事は承知しております。

○8番（高野俊和君） 今現在税の指導の中で一括して水道のほうも指導しているのだと思っておりますけれども、この水道は今下水道とも関係しますので、支払いが同じといたしますか、一緒になりますので、下水道のほうにも関係してくるのですけれども、税の指導、一括した指導のほかに水道課として独自の指導方法とかはしているのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 一応収納対策会議という場で、税とその他の料金の対策については一堂に会して検討して協力体制はとっておりますが、水道の場合は毎月の発生するものでございます。なかなかそれぞれの仕事を持っている中で常に協調というのは、ちょっと日常的に難しい面がございますので、現実的にはやはり水道担当者は水道について専門に、それを主体に管理している、徴収体制をとっているというのが現状でございます。

○2番（堀 清君） 今の高野さんと同じことを聞きたいのですけれども、今回百十何万という欠損を出しているのですけれども、これは件数はどれくらいですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 平成26年度、114万6,000円の不納欠損をしてございます。件数は17件でございます。

○2番（堀 清君） まず、この17件に対しては現場対応というのは全部やっていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 当然不納欠損するに当たりましては、まずその方の現在のその時点での生活状況、要するに収入状況でございますが、こういった状態にあるかということ判断材料にいたしまして不納欠損をしたところでございます。この水道料金につきましては、時効が2年という短い期間に法律でなっております。ただ、援用が必要、要するに本人からの申し出が必要という債権でございますので、それをわざわざこちら側から申し出なさいということはすべきではないというふうに思っております。ですから、そうなりますと2年の時効ではありますが、本人からの申し出がない限りは延々としてそれが滞納分として蓄積していくと。そういった税とは違ったちょっと性質を持っておりますので、それでこれまでの長い間の歴史、経過の中で不納欠損、未収額が蓄積していったと。それがそのままに放置していいのかという監査委員さんからのご指摘等

もございまして、不納欠損できる条例をつくって、今申し上げましたやみくもにそれを全て不納欠損することなく、生活実態を見ながら毎年不納欠損をしていっているという結果が今回の114万6,000円という金額でございます。

この現場対応でございますけれども、当然してございます。今この生活実態は、生保の方が約半分でございます。要するに今生活保護を受けている状態の方が昔の分を納める、その中から納めるというのはちょっと無理であろうということで、そういった方々を不納欠損にしているというのが半分ほどおります。あと、残りもやはり生活保護は受けていないけれども、それに近い状態だということで、我々が判断して不納欠損をしているものでございます。これは、生活保護の方といたしましても今の生活保護費は支給されておりますので、今後のものについては不納欠損するような未納がないようにということをお話ししております。今回しておりますのは、昔のものの分を不納欠損、やむを得ないということでしていると、そういった経過でございます。

○2番(堀 清君) まず、現在の今答弁を聞いていますと、まず現状でやっぱり回収できないのが1,800万ぐらいあると。そういう中で単年度で不納欠損するのが大体110万程度ということは、このものというのは通年でやっぱり同じ程度の金額を毎年のように欠損で落としていくというような形だと思うのですが、そこら辺の状態はどうですかね。

○建設水道課長(本間好晴君) 生活保護が続いている、そういった困窮状態が続いているという方につきましては、どうしても継続して落とす措置が必要だろうと思います。それ以外の方々につきましては、そういうことは……資力があるのに滞納をチャラにすると、そういった考えはございません。

○2番(堀 清君) どうしても支払えないという方に対しては、どうしようもないのかなという気はありますけれども、結果的には例えば電気代だとかとやっぱり同類ですから、そういう中で休止するという判断、全部をやれということではないですけれども、やっぱり数の中ではそういう方というのは絶対いると私は思いますので、そういうことをやるためにもやっぱり現場対応をきちっとした形の中でやって、やっぱり最後の手だてとして休止するのだという心構えで極力徴収をしていてもらいたいと思うのですが、そこら辺はどうですかね。

○建設水道課長(本間好晴君) 今ご指摘のとおり、電気料と同じような性格のものでございます。ですので、我々は滞納者に対しての対応としましては、やはり携帯電話料あるいは電気料、そういったものはきちっと払っているのでしょうと、であれば水道料も同じですよと、そういった観点で今後も強い態度で臨んでいきたいと、そのように思っております。

○3番(真貝政昭君) 今の質問なのですけれども、資料の159ページに出ていますよね。それで、私が要望した減免件数も載っているのです、資料要求したあれは省かれたというふうに理解しているのです。

それで、今の未納分の件なのですけれども、調定額に対して収納額、それから未納額というふうに出ていますけれども、現年分と過年度分とで合算されてこの資料の中では出していると思うのですけれども、今の方の質問の趣旨を聞いていますと、未納されているもの全てがそれこそ悪質滞納につながるような、そういうふう聞こえるのですけれども、私はそこら辺はもう少し理解を変え

る必要があるのではないかと。未納は、出納検査の5月ですかね。それで閉じますから、その後も過年度分を納めていくというふうになっていきますから、経済的に困った家庭ですと前年度分、さらに前々年度分の切符が続いていく可能性が強いものですから、全て悪質滞納につながるものではないというふうな判断を町側としても説明されたほうがいいのではないかと思いますので、そういう理解でよろしいでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 未納が全て……今は4月、3月決算になりましたので、3月末までに一円でも払わなければ未納というふうに、未納分があれば未納というふうになります。ただ、現実的に今それぞれの家庭において3月分を4月、5月、ちょっと月おくれで払うと、そういったことは悪質という範疇には入らないと。ご指摘のとおりだと思います。我々もそういうふうに理解しております。ただ、1年分全く水道料を納入しない、納めないというのは、これはそれもまた何の連絡といいますか、こちらから催促しても何の応答もない。そういうのは、やはり悪質というふうな部類に我々は判断せざるを得ないというふうに思っておりますので、悪質、悪質でないの判断につきましてはさまざまな考え方もありましようけれども、決して未納があれば全てということではないということは、私は重々承知しております。

○3番（真貝政昭君） それで、例えば国保に加入している方、酷税、これほど酷な健康保険税はないと言われるくらい過重な負担を強いている国保に加入している家庭にとって、ちょっとしたつまずきがやはり役場に納めるお金が滞るということは十分考えられるのです。そういう点からも我々を見る必要があるだろうし、役場のほうの徴収としてもやはり生活の立て直しに協力するという立場から立てば何を優先的に払っていただくとか、当然各課で連携が必要でしょうから、そういう点からも捉えていただきたいなと思うのです。

それで、ちょっと伺いますけれども、質問者側から水道をとめるという強行手段というのが出ましたけれども、電気をとめても生きることにはできるけれども、水をとめたら死ぬことにつながるのですよね。だから、軽々に水道をとめるということは、質問者側はやはり控えるべきだと思うし、町側もそういう観点に立って、電気とちょっと違うのだという観点で考えてもらいたい。実際にかつて、どこの地域とか町村とかは言いませんけれども、水道をとめられて沢水を飲んでしのいだという具体例を知っているのです。その近辺の方々は、その沢水を飲んでしのいでいる家庭の人たちの健康状態を非常に心配していました。だから、水をとめるべきではないという近所の方々の認識です。そういう点で考えるべきだというふうに思います。

それと、生活保護を受けている方の、今は水道料金に限ってのあれですけども、生活保護を受けた場合は公費で手当てされるわけですから、そういう方たちの役場に対する支払いというのは、あくまでも個人の懐から納めるという形になるのでしょうか、それとも強制的な何かがあって、今は口座振りかえになっているはずですから、口座からの引き落としという手段がとられているのか、どちらなのでしょう。

○建設水道課長（本間好晴君） まず、前段の強制は命にかかわるというお話の件でございますけれども、我々はとめるということにつきましては、すぐ行って、きょう、はい、とめますという、そういう仕組みではございませんので、説得しながら、最終的にはそういうふうになるということ

です。それと、もう一つは本当にその方の生活が急に払えないような事情があれば、当然猶予することもすべきでしょうし、ですからケース・バイ・ケースで考えていただければと思います。

それから、後段の生活保護者の水道料金の徴収方法でございますけれども、本人の窓口納付あるいは本人が申し出た口座振りかえ、このどちらかでございます。強制的に保護費の中から前もっていただくという制度はございません。

○3番（真貝政昭君） 先ほど来答弁されているように、支払いを滞っている家庭が100%悪質ではないとは言い切れないというふうに思うのです。しかし、町民の生活を立て直すという観点から善処をお願いすると、そういう姿勢で臨んでいただきたい。

それから、不納欠損の5年たったならこういうふうにするというのがこの資料で見ますと平成23年度から始まっていますので、最初はここで見るように300万台の額が今減ってきていますので、町側の方法としても効果が出ているだろうし、順調に推移していくのではないかとこのように見ているのです。ぜひとも町民を支援する立場で今後も対処していただきたいなと思います。

それと、もう一つ資料請求されていたやつがこの下のほうに出ています。それで、減免件数が出ています。これは、独居世帯、母子世帯、身障世帯、それぞれありますけれども、申請主義なので、申請すれば受けられるという全ての件数が書かれていないはずで、過去から引きずってきたやつ総計の数字が平成26年度に出ているように思うのですが、26年度で見ますと母子世帯ではゼロ、それから身障では対象外というのがなければ1件だけあったと。独居世帯については、減っているのですけれども、申請がなかったのかどうか、それを含めて説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 今の真貝委員の説明していただいた数字は、年度末の認定の数でございます。平成26年度中に申請のあった件数、認定した件数ですが、独居では9件、それから身障で2件、合わせて11件の新規認定をしております。

○3番（真貝政昭君） 申請すればこれだけになるという、そういう実数は把握していないでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） この減免の制度ですが、70歳以上で独居、それから母子世帯、障害者世帯、世帯で1、2級の障害の世帯、そういった3つの要素があるのですが、独居は年齢で押さえることはできますが、独居となりますといつ独居になるか、その調査時点でも変わってきます、数字が。その上に所得の制限もあります。所得制限は、年に1回変わりますので、基準日がある市町によって誕生月でもころころ変わりますし、今まで夫婦で住んでいた方が奥さんあるいは旦那さんが死んで1人になるというのは、これは把握できません。そういったことから、大まかな住民基本台帳上の例えば4月1日時点でどうだとか、そういった数だけの把握というのは特定な基準日を定めて何人くらいいますよという程度のことは、一時は平成25年度に1度調べて資料として出しておりますので、我々として事務的には余り意味のない数字でございますので、ただこういった制度があるということを皆さんに広く知っていただくということは必要だということで広報に載せたり、あるいは民生委員さんの会議等のときに再度機会をとって、そういった協力を得ながら普及を図っていきたくと、そういった考え方でおります。

○3番（真貝政昭君） たかだか一月200円を節約するために、タクシーを飛ばして役場に行く人が

いるだろうかという声が随分聞こえるのさ。それで、役場はあくまでも来た方について対処するという今の申請制度ですから、申請主義ですから、これはやはりこういう高齢な弱者向けの姿勢としてはもう考え直すべきでないか。今民生委員さんのお話が出ましたけれども、民生委員さんは独居世帯かどうか把握しているわけですから、積極的に役場側からそういう方に声をかけて必要な手続をしてあげて、わずかばかりだけれども、200円の節約をさせてあげると。たしか高齢者は数百名単位でいらっしゃるでしょう。独居世帯も80くらいではないはずなのだ。だから、大抵の方はわずかだけれども、こういう制度を活用していないわけだから、積極的にそういう立場に変更する必要があると思います。決算なので、答弁は要らないです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成26年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時19分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

次に、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。308ページから321ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成26年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。336ページから345ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） この古平町の介護保険サービスの会計に関係する事業で、社協ではない役場職員がかかわっている事業でよろしいですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 役場職員がかかわっている部分としましては、決算書のページ数でいきますと342ページ、343ページで居宅介護支援事業費、決算額762万2,996円でございますが、ケアプランを作成する担当職員の人件費が主な経費となっております。それと、次のページ、344ページ、345ページの介護予防支援事業費、決算額852万471円、これも介護予防のケアプランを作成する担当職員の経費が主な経費となっております。

以上です。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、それ以外の歳出でいうと1項の1目、2目、それと今の説明を聞きますと2項の1目の職員の給料と関係する以外の節の部分、ここも役場のほうとは関係ないというふうに見るのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、決算書でいきますと343ページの1款1項1目、2目の関係で、いわゆる人件費が絡んでいる部分というのが13節委託料で指定管理料がございます。ここは、デイサービスの事業を行うに当たっての社協職員の人件費がこの中に含まれております。2目の短期入所の中の委託料、短期入所生活介護運営事業委託料、この中に支援ハウスの職員の人件費が含まれております。それ以外、2項1目については人件費、ケアプランを作成する担当の人件費で、2節、3節、4節、それから9節は人件費ではないですけれども、出張等があった場合の経費です。あと、13節の委託料がこれ健診の委託料ですので、これも大きな意味でいくと人件費に絡んでくるものかと思えます。それ以外は、ケアプラン作成業務に対する経費です。3項1目、予防プランについても同様なことが言えます。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 委託しているので、この介護保険サービス事業特別会計というのはやっぱり町の持ち分の会計なのだね。

それと、伺いますけれども、今人件費のところでは2名の職員の業務内容がケアプラン作成というふうに言っていましたけれども、2名の方はケアマネジャーの資格を取得しているのですね。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、26年度決算の状況でいきますと、ケアプラン作成、居宅介護支援事業所の職員についてはケアマネジャーの資格を持っておりました。それと、介護予防プランのほうについてはケアマネジャーの資格、当時は持ってごさいませんでした。業務に携われる経験年数等を有しておりまして、法律上できる人間が行っておりました。これ途中で人事異動の関係で職員かわっているのですが、予防プランの作成できる人間として保健師、それから福祉士、それから5年以上の経験を持つ職員というふうになっておりますので、最初の段階は保健師が携わっておりました。後段から5年以上の経験を持つ人間が携わっております。今の現状でいきますと、どちらもケアマネジャーの資格を持ってごさいます。

○3番（真貝政昭君） もう一つ伺いますけれども、この人件費、手当、共済費関係、費用がわかります。それで、公務員は労働者の賃金の基本になりますので、介護関係で働く労働者の賃金比較で公務員1に対して介護福祉関係が0.6だとか0.7という数字が出ていますけれども、これは一般的なやつです。それで、古平町で把握できるとすれば、社協の関係なので伺いますけれども、同じようなケアマネジャーかケアマネ的な仕事ができる社協の職員として、平成26年度で配置されている町職員の年齢で比較してどれくらいの対比になるのか計算できますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 細かい資料を今持ち合わせておりませんので、大まかな話としてのお答えになるのですが、まず町の職員のケアマネジャー、2人とも40代です。それから、社会福祉協議会のケアマネ業務、現に行っている方が2名、1名は50代後半、もう一名は40代後半だったかと思えます。資格を持っている職員としては、そのほかにもう一名、40代の職員がおりますが、実際にはまだ業務に携わっておりません。役場職員の給料と社協職員の給料、実際にケアマネという業務に携わっている人間の件費の比較になるのですけれども、先ほど真貝委員がおっしゃられた役場職員1だとした場合に、この社協職員の業務に携わっている者の給料の割合としては6割、5割くらいかと。ちょっとその辺正確な数字は今持ち合わせていないので、はっきりしたことは言

えないのですが、割合的にはそのぐらいかなというふうに押さえております。

○3番（真貝政昭君） 今後の介護福祉関係の職員対応の向上という観点からしても参考になる数字なので、後ほどそちらのほうから議会側に対して資料的なものとして提出をお願いしたいのですが、できるでしょうかね。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 戻りますと資料等ございますので、いずれかの機会にお渡ししたいなと思います。

○3番（真貝政昭君） 終わります。

○1番（木村輔宏君） ページ数があってないようなお話になるのですが、26年で短期入所、ショートステイ、デイサービス、それぞれ入れた中で古平町のそういう方々が入る、人数的に希望している人で何%ぐらい入れるのですか。入れるって、いろいろな条件があるでしょうけれども、満度額と言ったらいいのか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、通所介護、デイサービス事業のほうについては、社協のほうで町直営という形でやっている事業所、そのほかに古平福祉会が運営しているデイサービス事業、2つの事業所がございます。おおよそこの2つの事業所で需要は賄えているというふうに踏んでおります。あと、ショートステイのほうですが、古平町元気プラザに2つのお部屋がございます。そのほかに、認知症グループホーム風花に2つのお部屋がございます。主としては、元気プラザのショートステイが主になっておりますが、100%需要に応えられているのかということに対しては、先に利用者がおりまして日にち的にダブってしまっ、結果的に利用できなかったという部分も含めますと、若干需要に応えられていない部分もあるのかなと思いますが、ただほぼ調整をとりながら、また風花のショートステイも使いながら、何とか需要には応えていけているのかなというふうには思っております。

○1番（木村輔宏君） ということは、ことしになってショートステイとかに入れられない方がちょっとあったようでございます。ことしのこと、100%どうこうというのは別にして、これからそういうことが多々あるような気がして。ですから、ここで申し上げることが果たしていいのか悪いのかわかりませんが、隣町にも特別養護老人ホームという名前になるのか、名前は別としてもそういうものが出たときに人が足りなくなっている可能性が出てくるだろうという、もう一つはそういう形の方々がふえてくるのではないかと。とすれば、26年度は何とかなったと。27年度はちょっときついなという、では28年、29年どうなるのかなということ考えたときに、そういう対応策というものを相当な中で考えていかなければ大変ではないのかなという気がいたしますので、課長の考え方としてはどうですかということを知りたいのですけれども。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、現状の中でどうしても需要に応えられないものについては、余市あたりのショートステイの事業所、送迎で迎えに来てくれますので、そういった面では利用者に古平ではないということはあるけれども、何とかそういうことで応えていけるのかなというのがあるのと、あと将来的な話になっていくのですけれども、まず当町としても将来的には特別養護老人ホームということを立てていきたいという計画でおります。その特別養護老人ホームの中にショートステイの部屋も構えていければなということも考えております。それと、あと町立診療所、来春

からの町立診療所の中でも何か仕組みをつくっていけないかなということはちょっと今考えている最中です。

○1番（木村輔宏君） 全く課長にそれをお願いしたいなと思うのですけれども、ということは確かに余市、そういうところに、それに入れる方はいいのです。入ることはいいのです。ただ、逆に言うと家族の方がそこに出張しなくてはいけないという部分があるのです。そうすると、やっぱり交通費にしてももろもろにしてもそれなりのお金がかかるということになれば、やっぱり地元で対応していただきたいという。将来展望のことを考えながらいくと、やっぱり町長の公約ではないけれども、やっぱりそういうものも早くつくっていただいた中で、そういう部分も少し大きな形でつくっていただけないかなという気がいたしますけれども、答弁は要らないです。どうもありがとうございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成26年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これで質疑は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから平成26年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（岩間修身君） 全員起立です。

よって、本件は認定することに決しました。

ただいま認定されました平成26年度古平町各会計歳入歳出決算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、ご協力どうもありがとうございました。

閉会 午前11時39分